

社会福祉法人関市社会福祉協議会 法人後見事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人関市社会福祉協議会（以下「関市社協」という。）が実施する法人後見事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の定義)

第2条 法人後見事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分なために、意思決定が困難な者の判断能力を補うため、関市社協が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）となることにより、被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理並びに身上監護を行い、高齢者、障がい者等が安心して日常生活を送ることが出来るように擁護することを目的とする。

(事業運営委員会の設置)

第3条 関市社協は、法人後見事業の適正な運営を確保するため、法人後見事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を設置する。

2 事業運営委員会の設置運営に関する必要な事項は、関市社協会長が定める。

(事業の対象者)

第4条 法人後見事業の対象者は、次に掲げるすべての事項に該当し、事業運営委員会において関市社協が後見業務を担うことが適当と認められた者とする。

(1) 関市内に在住している者

(2) 関市長により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の申立が行われた者

(3) 日常生活自立支援事業の利用者で他に適切な法定後見人等を得られないと判断された者

2 同条第1項第3号に該当していない場合、事業運営委員会において関市社協が受任することが適当と認められた時はこの限りではない。

(成年後見人等の選任の承認)

第5条 関市社協は、家庭裁判所が前条の要件に該当する者について、関市社協を成年後見人、保佐人又は補助人として選任しようとするときは、特段の事情がない限りこれを承諾するものとする。

(後見業務)

第6条 関市社協は、法人後見事業に係る業務として、補助及び保佐にあつては、家庭裁判所の審判により付与される同意権及び代理権に係る事務を、後見にあつては別表に掲げる事務のうち被後見人等の心身の状態及び生活の状況に応じて必要と認めるものを行う。

2 後見事業を実施するにあたり専門的な業務等、必要に応じその一部を委託することができるものとする。

(財産目録の調製等)

第7条 関市社協は、成年後見人等に就任したときは、速やかに財産調査を行い財産目録を調製するとともに、財産管理計画及び身上監護計画を作成する。

(居所の訪問)

第8条 関市社協は、前条の規定により作成した計画に基づいて後見業務を行うとともに適宜に被後見人等の居所を訪問し、安否の確認、心身の状態、及び生活の状況の把

握に努めるものとする。

(財産の保管)

第9条 被後見人等の財産のうち、次の各号に掲げるものは関市社協が契約する金融機関の貸金庫において保管する。

- ① 預貯金通帳（日常的に使用する普通預貯金を除く。）
- ② 有価証券
- ③ 保険証書
- ④ 登記済権利証
- ⑤ 実印
- ⑥ その他前各号に準ずると関市社協が認めるもの

2 被後見人等の財産のうち、次の各号に掲げるものは関市社協の事務所に備える金庫に保管する。

- ① 現金
- ② 預貯金通帳（日常的に使用する普通預貯金に限る）
- ③ 印鑑（実印を除く。）
- ④ 印鑑登録証
- ⑤ その他前各号に準ずると関市社協が認めるもの

(費用)

第10条 後見業務に要する費用については、被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により関市社協が関市社協の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

2 関市社協が、第6条第2項の規定に基づき、業務を委託した場合は、その費用は被後見人等の負担とする。

(台帳等の整備)

第11条 関市社協は、後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人毎にケース記録、金銭管理の台帳等を整備しなければならない。

(従事職員の配置)

第12条 関市社協は、財産管理又は社会福祉について専門の知識又は経験を有する職員のなかから、後見業務に従事する職員を配置する。

(報酬付与審判の申立て)

第13条 関市社協は、法人後見事業に係る後見業務の報酬については、家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てるものとする。ただし、被後見人等の事情により報酬を付与されることが困難であると関市社協会長が判断した場合には、この限りではない。

(類型の移行の申請)

第14条 関市社協は、被後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、当該被後見人等が成年被後見人である場合にあつては、補助開始又は保佐開始の審判を、被保佐人である場合にあつては後見開始又は補助開始の審判を、被補助人である場合にあつては後見開始又は補助開始の審判を、被補助人である場合にあつては後見開始又は保佐開始の審判を、それぞれ家庭裁判所に申し立てるものとする。

(辞任)

第15条 関市社協は、被後見人等が関市以外へ転出し、又はその他特別な事情により

後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に後見人等の辞任を申し出るものとする。この場合において、当該被後見人等について必要があると認めるときは、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に法定後見人等の選任を申し立てるものとする。

(後見業務の終了)

第16条 関市社協は、被後見人等が次のいずれかの事項に該当する場合は、後見業務を終了するものとする。

- ① 被後見人等が死亡したとき
- ② 後見開始の審判が取り消されたとき
- ③ 関市社協が適切な後見業務の遂行に支障があると判断し、辞任の許可の申立を行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされたとき
- ④ 関市社協が本事業を廃止したとき又は法人組織を解散したとき

(財産の引き渡し)

第17条 関市社協は、後見業務に係る保管財産の引き渡しについては、民法の規定に従うほか、家庭裁判所の指示に従うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については関市社協会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。